

一般財団法人大津市勤労者互助会業務に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人大津市勤労者互助会（以下「互助会」という。）の定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業所をいう。
- (2) 会 員 互助会の会員資格を取得した勤労者及び事業主をいう。

(事 業)

第 3 条 互助会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 共済金給付事業
- (2) 貸付あっ旋事業
- (3) 健康の維持増進に関する事業
- (4) スポーツ施設の割引利用あっ旋事業
- (5) 老後生活のための生涯生活設計講習会等の紹介事業
- (6) 文化・教養講座等助成事業
- (7) レジャー・レクリエーション施設の割引利用あっ旋事業
- (8) 住宅・宅地取得促進のための情報の提供事業
- (9) その他互助会の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第 4 条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大津市内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主
- (2) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

- (1) 入会時に、引き続き 14 日以上の治療を要し休業している者
- (2) 第 13 条の規定に基づき除名された者
- (3) 前各号のほか、理事長が不相当と認めた者

(入会の手続)

第5条 互助会に入会しようとする者は、所定の入会申込書又は会員異動報告書及び会員登録申請書を理事長に提出し、入会の承認を得た後、速やかに入会金を納付しなければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第6条 会員たる資格は、前条の規定に基づく入会手続きを完了した日の翌月の1日午前0時から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、会員1人につき500円とし、原則として事業主が負担する。ただし、理事長が認めた場合は、免除することができる。

2 互助会加入事業所に移籍した会員は、入会金を免除することができる。

3 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第8条 会費は、会員1人につき月額600円とし、原則として事業主との折半とする。

2 会費の納入は入会の属する月から退会の属する月までとする。

(会費の納入方法)

第9条 会員は、会費を毎月支払うものとし、毎月20日に指定金融機関の預金口座から自動振替えにより納入するものとする。ただし、自動振替えの日が金融機関の休日にあたるときは翌営業日とする。また、自動振替えによる会費の納入が困難な場合は、納付書による方法により納入するものとする。

2 前項の規定に基づく会費の納入額は、振替月の1日現在の会員数に1人当たりの会費を乗じて得た額とする。

(会費の督促)

第9条の2 理事長は、第9条の納付期限までに会費の納付がなかった会員に対し、督促状等をもって会費の督促を行うものとする。

(退会)

第10条 会員が退会するときは、会員証を添えて、会員異動報告書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、会員の退会を承諾したときは、承諾書を交付する。

(資格の喪失)

第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、会員たる資格を喪失する。

(1) 第 4 条の会員資格を失ったとき。

(2) 会費を正当な理由なく 3 か月滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

2 会員が会員たる資格を喪失した月をもって退会月とする。

(変更届)

第 1 2 条 会員となったのち、入会時に届けた事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(除名)

第 1 3 条 会員が次の各号に該当したときは、理事長は除名することができる。

(1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき。

(2) 偽り、その他不正の行為により、互助会の事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。

(3) 互助会の定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

2 前項の規定に基づき会員を除名する場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、除名することを決定したときは、当該会員に理由を付した文書で通知しなければならない。

(規則の変更)

第 1 4 条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、理事会の同意を得て理事長が定める。

付 則

この業務に関する規則は、互助会の設立許可のあった日から施行する。

付 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規則第8条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の会費について適用し、同日以前の会費については、なお従前の例による。

付 則

1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後の会員の資格に適用し、同日以前については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。